

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会
職員採用募集要項
(平成31年4月1日採用)

1 募集職種 事務職員

2 採用日 平成31年4月1日

3 採用予定人数 1名

4 応募資格

(1) 平成4年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方

※長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、上限年齢を定めています。

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く）を卒業した方（平成31年3月31日までに卒業する見込みの方を含む）

社会福祉士又は精神保健福祉士の資格があれば望ましい。（必須ではありません）

(3) 普通自動車1種免許（オートマ限定可）

※平成31年3月31日までに免許取得見込者可

5 受験応募書類等

(1) 応募に必要な書類

以下の書類を全て揃え、封筒に「採用試験受験申込書在中」と朱書きの上、
受付期間内に送付してください。

ア 履歴書（指定様式）

イ 受験申込書（写真貼付したもの）

ウ 受験票（写真貼付したもの）

エ 返信用封筒2通（長三型）（受験票・合否通知送付用）

（ア）アからウについては、必ず自筆で記入すること。

（イ）写真は、本人の上半身、脱帽、正面向き、背景のない顔写真で、3カ月以内に撮影したもの。

（ウ）返信用の封筒の表には必ず受験者の郵便番号、住所、氏名を明記し、82円切手を貼ること。

（エ）ア、イ、ウの様式については、本会ホームページからダウンロードできます。

福岡県社協ホームページアドレス

<http://www.fuku-shakyo.jp>

- (オ) 郵送の場合は、必ず簡易書留扱いで個人ごとに提出すること。(受付期間内必着とする)
- (カ) 持込みの場合は、土・日・祝日を除く平日の9：30から16：30まで受付けます。
- (キ) 上記書類が不備な場合は受験できない場合がありますのでご注意ください。

オ 受付期間

平成30年12月5日（水）から平成30年12月26日（水）まで

カ 受験票の送付

上記書類を受理したら「受験票」を12月27日（木）までに送付いたしますので、届かない場合は下記までお問い合わせください。

キ 応募先・問い合わせ先

〒816-0804

福岡県社会福祉協議会 総務部

福岡県春日市原町3丁目1番地7

福岡県総合福祉センター（クローバープラザ）内

TEL092-584-3377 FAX092-584-3369

6 選考試験

(1) 試験の日時及び会場

試験	試験科目 ・検査	試験日時	試験会場
第1次 試験	教養試験及び一般性格診断	平成31年1月13日（日） 9：15までに集合（9：00開場）試験開始時に試験室に入室していない方は、受験できません。 教養 9：30から11：30まで 一般性格診断 11：50から12：10まで	福岡県総合福祉センター（クローバープラザ） 7階 東棟 視聴覚研修室
	小論文	小論文 13：10から14：00まで	
第2次 試験	面接試験	第1次合格者について、平成31年1月29日（火）に実施します。（詳細については、第1次試験合格者に通知します）	福岡県総合福祉センター（クローバープラザ）

(2) 試験の方法及び内容

試験	試験科目・検査	対象者	試験の内容
第1次試験	教養及び一般性格診断	受験者全員	教養科目 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文書理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能 一般性格診断 職員に求められる資質に関し、よく使われる面接評定項目に関連する性格特性の面から検証する
	小論文	受験者全員	テーマに基づく小論文試験
第2次試験	面接試験	第1次試験合格者のみ	面接官による個別面接

※第1次試験合格者は、第2次試験日に「健康診断書」を提出していただきます。

7 合格者の発表

対象者	発表期日	発表方法
第1次試験受験者	平成31年1月22日(火)	受験者全員にホームページと文書で可否を通知します。
第2次試験受験者	発表の期日は、第2次試験日にお知らせします。	

8 個人情報の取扱いについて

職員採用に関して収集した個人情報については、これ以外の目的に使用しません。

9 勤務条件

(1) 初任給

大学卒 173,600円

(2) 賞与

年2回(6月、12月)

- (3) 諸手当
扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当
- (4) 勤務時間
9：00から17：30
- (5) 勤務地
福岡県春日市原町3丁目1番地7
- (6) 休暇
週休2日制、有給休暇（採用年は15日、2年目から年間20日）、特別休暇（夏季・出産等）、育児・介護休業等（本会規定による）
- (7) 社会保険
厚生年金保険、健康保険、労災保険、雇用保険に加入します。
- (8) 定年
65歳（ただし61歳に達する日の属する年度から嘱託職員）
- (9) その他
上記以外は本会規程によります。